

# **秦野市総合評価方式 試行ガイドライン**

**令和4年4月**

**秦野市総務部契約検査課**

## 目 次

1	はじめに	1
2	総合評価方式について	1
(1)	総合評価方式の概要	1
(2)	総合評価方式のタイプ	2
3	秦野市での総合評価方式の試行	3
(1)	総合評価方式のタイプ等	3
(2)	評価項目、評価基準等の設定	3
○	評価項目及び評価基準	8
(3)	落札候補者、落札者の決定方法	10
(4)	学識経験者の意見聴取	11
(5)	評価内容の担保	11
(6)	総合評価方式に関する事項の公表	11
(7)	入札・契約手続きの流れ	12
	様式集	13

## 1 はじめに

公共工事においては、優良な社会資本整備のため、その品質の確保が求められており、国において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が示されています。これらを踏まえ、本市では、優良な社会資本の整備、ダンピング防止、不良・不適格業者の排除、談合防止、建設事業者の育成等を目的として、価格と品質の両面を総合的に評価する総合評価方式を試行しています。

このガイドラインは、総合評価方式を適用する意義等を示すとともに、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、総合評価方式の試行に関する基本的事項を示すものとして平成20年8月に作成し、その後改訂を行ってきたものです。

## 2 総合評価方式について

### (1) 総合評価方式の概要

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、また、平成17年8月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定されました。これらの中で、公共工事の品質確保には、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要とされており、価格と品質の両面を総合的に評価する落札方式として総合評価方式が示されています。

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウ等、価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式です。入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とすることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工事業者を選定します。総合評価方式では、新しい施工方法、施工上の工夫等の技術提案、同工種工事の施工実績及び工事成績、社会貢献の度合い等が評価の対象（評価項目）となります。

総合評価方式の実施方法及び評価基準等については、これまでの試行結果を踏まえ、適宜内容の見直しを図ってきました。主な改正点としては、

平成23年度における実施件数及び対象工種の拡大、平成24年度における工事表彰の評価項目の追加、平成25年度における事業者の災害対応実績及び社会保険加入状況の評価項目の追加、平成28年度における地域経済への貢献及び若年層の雇用の評価項目の追加並びに災害時等の出勤実績の拡大などがあります。更に、令和3年度から国土交通省が主体となり普及促進を図っている建設キャリアアップシステムの登録状況の評価項目に追加し、事業者の社会性を評価する項目として、消防団協力事業所の認定状況及び障害者の雇用状況の評価項目に追加しました。

この総合評価方式を適用していくことにより、価格と品質が総合的に優れた者が選定され、優良な社会資本整備を行うことができるとともに、建設事業者の技術力向上に対する意欲を高め、技術力と経営に優れた健全な建設事業者の育成に貢献するものと考えられます。

## (2) 総合評価方式のタイプ

総合評価方式には、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じ、市区町村向け簡易型（特別簡易型）、簡易型、標準型及び高度技術提案型のタイプがあります。

### ア 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事で、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

### イ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

### ウ 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式

### エ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式

### 3 秦野市での総合評価方式の試行

#### (1) 総合評価方式のタイプ等

総合評価方式は、個々の工事の特性に応じ、総合評価方式のタイプ、評価項目、評価基準等を設定し、評価方法を決定します。

本市での試行における総合評価方式のタイプは、市区町村向け簡易型（特別簡易型）とし、条件付き一般競争入札により実施することとします。

また、原則として、現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については入札公告等で定めます。

なお、今後も引き続き、このガイドラインに基づき試行する総合評価方式による入札結果を検証し、実施方法等について検討を行っていきます。

#### (2) 評価項目、評価基準等の設定

原則として、個々の工事の特性や総合評価方式のタイプに応じ、評価項目、評価基準等を設定します。

市区町村向け簡易型（特別簡易型）では、個々の工事の特性に応じ、次のア～エの中から評価項目やその内容を設定し、それぞれの評価項目を評価基準により評価し、配点します。

なお、各評価項目の配点の合計は最高19.5点とします。

入札に参加しようとする者は、別紙様式により同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験などの評価項目に関する技術資料の提出が必要となります。

なお、技術資料の内容が不適切である場合、その工事の入札参加資格水準を満たしていないものと判断し、技術評価点を計算せず、その入札者の入札を無効とします。

#### ア 企業の施工能力

##### (ア) 同種工事の施工実績\*

- ・ 原則としてコリンズに登録された同種工事の施工実績を評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 施工実績は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 同種工事の施工実績とは、元請として受注し、引渡しを終了した請負金額500万円以上の同種工事の実績をいいます（代表的な

もの1件)。ただし、工事規模、設計金額等に応じて、同種工事の条件を別に定める場合があります。

- ・ 別添の第2号様式により受け付けます。

(イ) 工事成績

- ・ 本市発注工事の工事成績評価点の平均点を評価します。
- ・ 平均点についての配点は「5～欠格」とします（ただし、該当する工事成績の実績がない場合は、加算はしません。）。
- ・ 工事成績評価点は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 工事成績評価点とは、秦野市工事成績評定採点基準（平成10年4月1日施行）の規定により評価された評価点（契約金額が500万円以上の工事に係るものに限る。）をいいます。

(ウ) ISOの取得認証

- ・ ISO9001の認証の取得の有無について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第2号様式により受け付けます。

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 同種工事の施工経験\*

- ・ 原則としてコリンズに登録された同種工事に、配置予定技術者が従事した経験の評価します。なお、施工経験は主任技術者又は監理技術者として従事した経験とします。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 施工経験は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 同種工事の施工経験とは、元請として施工し、引渡しを終了した請負金額500万円以上の同種の工事实績をいいます（代表的なもの1件）。ただし、工事規模、設計金額等に応じて、同種工事の条件を別に定める場合があります。
- ・ 別添の第3号様式により受け付けます。

(イ) 保有資格

- ・ 入札公告日時点における国家資格等の有無について評価します。
- ・ 配点は「1.5～0点」とします。
- ・ 別添の第3号様式により受け付けます。

## ウ 地域貢献

### (ア) 災害時協力協定の締結状況

- ・ 本市又は県との災害に対する復旧などの協定の締結状況について評価します（団体の場合、その構成員も評価します。）。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第4号様式により受け付けます。

### (イ) 災害対応の出動実績

- ・ 過去3年間における本市が発注した災害対応の出動実績の有無について評価します。
- ・ 配点は「3～0点」とします。
- ・ 別添の第4号様式により受け付けます。

※ なお、令和6年度から1年度ごとに最大2件まで評価し、1件につき0.5点加点へと変更します。

### (ウ) 地域経済への貢献

- ・ 直営による施工金額及び市内事業者への下請け発注金額の入札価格（資材費を除く。）に占める割合について評価します。

#### 【市内発注割合の算出方法】

市内発注割合（％）

$$= (\text{自社施工} + \text{市内下請け金額}) / (\text{応札金額} - \text{資材費}) \times 100$$

- ・ 下請けは1次下請けまでとし、市内本店及び営業所を対象とします。
- ・ 警備業務、廃棄物処理業務は、諸費に含まれるため、直営の経費に分類します。
- ・ 工事完成時に提出した施工体制台帳の市内発注割合が、当初の市内発注割合の基準を満たさなかった場合は、次年度以降の総合評価方式において減点の対象となる場合があります。（基準を満たさなかった工種について－3点とする。）
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第5号様式により受け付けし、落札候補者には第2次審査において、そのことを証明できる書類（請書、納品・請求書の写し）を提出していただく場合があります。

## エ その他

- (ア) 建設業労働災害防止協会への加入
- ・ 入札参加締切日時点における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価します。
  - ・ 別添の第6号様式により受け付けし、落札候補者には第2次審査において加入証明書を提出していただきます。
  - ・ 配点は「0.5～0点」とします。
- (イ) 消防団協力事業所の認定状況
- ・ 入札参加締切日時点における入札参加事業者の消防団協力事業所の認定の有無について評価します。
  - ・ 契約検査課が消防本部警防課へ認定状況を確認します。
  - ・ 配点は「1点～0点」とします。
- (ウ) 建設キャリアアップシステムの登録状況
- ・ 入札参加締切日時点における入札参加事業者の建設キャリアアップシステムへの登録の有無について評価します。
  - ・ 契約検査課が建設キャリアアップシステムの状況を確認します。
  - ・ 配点は「1点～0点」とします。
- (エ) 若年層の雇用状況
- ・ 入札参加締切日時点における40歳未満の従業員（性別、職種は問いません。）の3か月以上の雇用関係の有無について評価します。
  - ・ 別添の第6号様式により受け付けし、落札候補者には第2次審査において健康保険被保険者証等の写しを提出していただきます。
  - ・ 配点は「1.5点～0点」とします。
- (オ) 障害者の雇用状況
- ・ 入札参加締切日時点における障害者手帳を有する従業員（性別、職種は問いません。）の3か月以上の雇用関係の有無について評価します。
  - ・ 別添の第6号様式により受け付けし、落札候補者には第2次審査において健康保険被保険者証等の写し及び障害者手帳の写しを提出していただきます。
  - ・ 配点は「1点～0点」とします。



※ 工事实績として、コリンズに登録された内容により確認しますが、同種工事がコリンズに登録されていない場合、その工事の契約書等（工事名、契約金額、工期、発注者等が確認できるもの）の写しを提出していただきます。

このとき、電子入札システムによる添付ができませんので、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送していただくこととします。

なお、郵送による場合のあて先は、「秦野郵便局留 秦野市役所契約検査課行」とし、到達期限は入札書の提出期限と同日です。

○評価項目及び評価基準

分類	項目	内 容	基 準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去10年間（年度）※ <sup>1</sup> に官公 庁が発注した同工種工事の元請施 工実績の有無	有	1
			無	0
	工事成績	過去3年間（年度）※ <sup>2</sup> に本市が発 注した同工種工事の成績評定点の 平均点	80点以上	5
			79点以上 80点未満	4.5
			78点以上 79点未満	4
			77点以上 78点未満	3.5
			76点以上 77点未満	3
			75点以上 76点未満	2.5
			74点以上 75点未満	2
			73点以上 74点未満	1.5
			72点以上 73点未満	1
			71点以上 72点未満	0.5
			70点以上 71点未満 又は該当工事なし	0
			65点以上 70点未満	-1
	ISOの 認証取得	ISO9001の認証取得	有	1
無			0	
配置予定 技術者の 能力	同種工事の 施工経験	過去10年間※ <sup>1</sup> に配置予定技術 者が官公庁発注の同工種工事に元 請で従事した施工経験の有無	有	1
			無	0
	保有資格	国家資格等の有無	有効な監理技術者証を有 する者を配置する場合	1.5
			1級国家資格者を配置す る場合	1
			2級国家資格者を配置す る場合	0.5
		実務経験者	0	
地域 貢献	災害時の 協力状況	本市又は県との災害時協力協定等 の締結の有無	有	1
			無	0
		過去3年間（年度）※ <sup>3</sup> における本 市が発注した災害対応の出動実績 の有無（各年度1回以上の実績）	実績が3年間ある	3
			実績が2年間ある	2
			実績が1年間ある	1
		実績がない	0	

地域貢献	地域経済への貢献	直営による施工金額及び市内事業者への下請け発注金額	応札価格（資材費を除く）の70%以上	1
			応札価格（資材費を除く）の60%以上70%未満	0.5
			応札価格（資材費を除く）の60%未満	0
その他	建災防への加入状況	建設業労働災害防止協会への加入の有無	有	0.5
			無	0
	消防団協力事業所の認定	秦野市消防団協力事業所認定制度による認定の有無	有	1
			無	0
	建設キャリアアップシステムの登録	建設キャリアアップシステムへの登録の有無	有	1
			無	0
	若年層の雇用状況	恒常的に3カ月以上雇用関係のある若年者（40歳未満）の雇用	30歳未満	1.5
			30歳以上35歳未満	1
			35歳以上40歳未満	0.5
			無	0
障害者の雇用状況	恒常的に3カ月以上雇用関係のある障害者 <sup>※4</sup> の雇用	有	1	
		無	0	
配点（加点分）合計				19.5

注意：配点対象の実績等は本市への引渡し完了した工事に限ります。

※1 前年度末日までの10年間

※2 前年度の12月31日までの3年間

※3 前年度末日までの3年間

※4 障がい者とは障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号に規定する障がい者とする。ただし、精神障がい者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。雇用状況の確認は、次の2点の書類から確認する。

- ・健康保険証等の雇用関係が確認できる書類の写し
- ・障害者手帳の写し

### (3) 落札候補者、落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定します。具体的には次のとおりです。

ア 電子入札システムによる入札時に、同種工事の施工実績や工事成績などの「評価項目」に関する技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した「評価基準」に基づき配点し、その点数（加算点、最高 19.5 点）と標準点（100 点）の合計点（技術評価点、最高 119.5 点）を入札価格で除し、百万を乗じて得た数値を「評価値」とします。

#### 【評価値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \quad \div \quad \text{入札価格} \times 1,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

- ※ この評価値の算出方法を「除算方式」といいます。
- ※ 標準点は100点とします。加算点は、同種工事の施工実績、工事成績、災害時協力協定の締結状況等の評価から算出し、最高 19.5 点とします。
- ※ 評価値は、小数点第5位以下を切り捨てます。
- ※ 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とします。

ウ 総合評価方式においては、「秦野市競争入札最低制限価格取扱い要綱」の規定に定める算定方法により決定する「失格基準」を下回った入札は失格とします。

エ 入札書提出時に、技術資料とともに、工事費積算内訳書を提出していただきます。評価値算出後、落札候補者について、提出された工事費積算内訳書の内容等の確認を行います。

オ 落札候補者が複数いる場合は、第2次審査後、くじ引きを行います。

#### (4) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要です。そのため、地方自治法施行令では、「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされています。

また、「当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったとき」は再度の意見聴取が必要です。

#### (5) 評価内容の担保

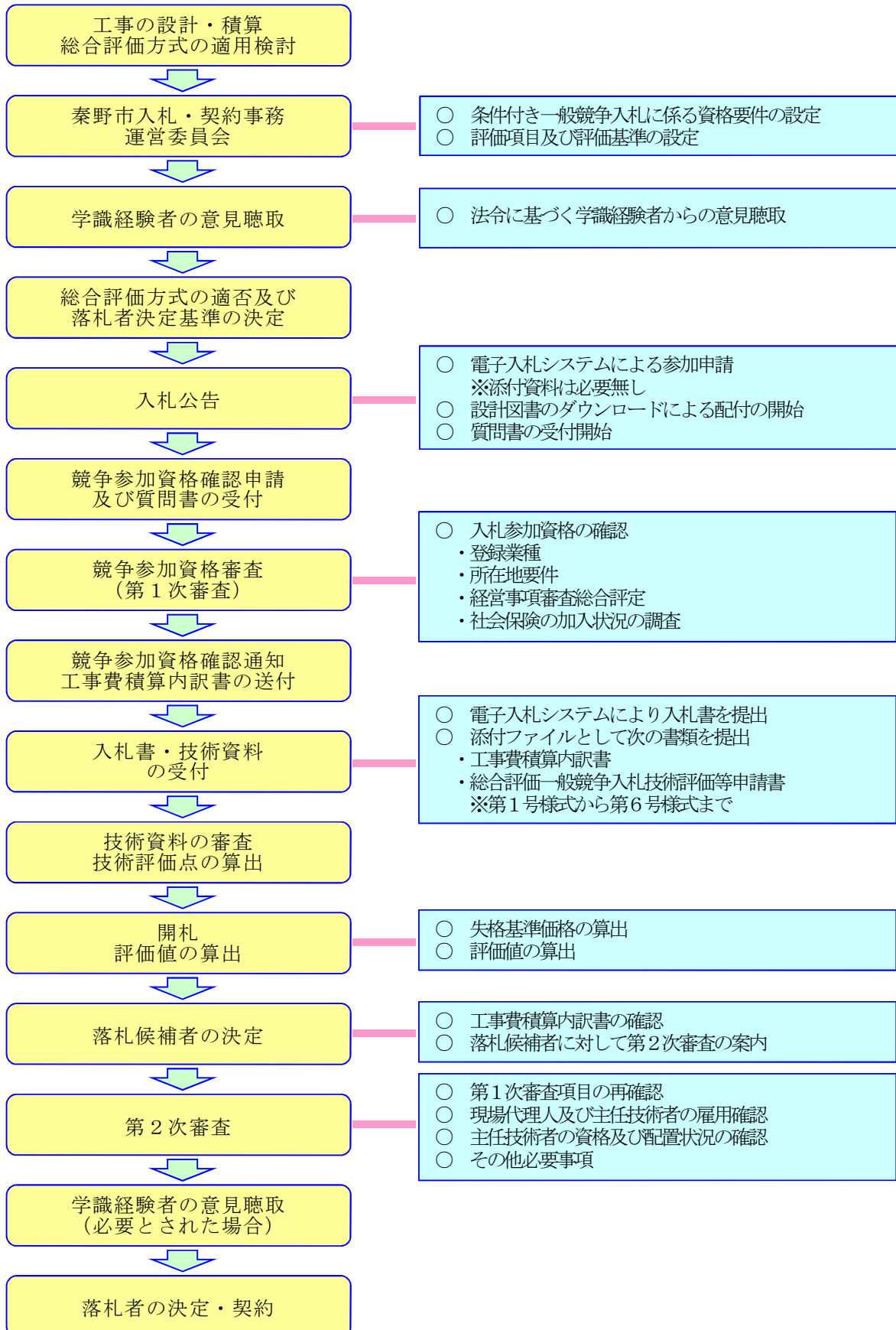
市区町村向け簡易型（特別簡易型）による試行においては、提出された技術資料等について次のとおり取り扱います。

総合評価方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、「秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）」に基づく参加停止等の措置を行います。

#### (6) 総合評価方式に関する事項の公表

透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価方法や落札決定方法などの手続については、入札公告及びこのガイドラインにおいて明示します。また、落札結果及び評価結果を公表します。

## (7) 入札・契約手続の流れ



## 総合評価一般競争入札技術評価等申請書

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

総合評価一般競争入札に参加する資格について確認願いたいので、技術評価等に関する次の書類を添えて申請します。

1 工事名称

\_\_\_\_\_ 工事

2 同種工事施工実績及びISOの認証取得

別紙「第2号様式」のとおり

3 主任（監理）技術者の資格・工事实績

別紙「第3号様式」のとおり

4 災害時協力協定及び災害対応の出動実績

別紙「第4号様式」のとおり

5 地域経済への貢献

別紙「第5号様式」のとおり

6 その他の評価項目

別紙「第6号様式」のとおり

※ 次頁以降の必要事項にすべて記入して、電子入札システムによる入札時に添付ファイルとして提出してください。このとき、印鑑は不要です。

※ 電子入札システムの障害等の理由により、このファイルを添付することができないとき、又は同種工事施工実績として申請する工事が、コリンズに登録されていないときは、印鑑を押印のうえ、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送してください。

なお、郵送による場合のあて先は、「秦野郵便局留 秦野市役所契約検査課行」とし、到達期限は入札書の提出期限と同日とします。

## 同種工事施工実績

商号又は名称 \_\_\_\_\_

※同種工事の実績がないときは、工事名称に「該当工事なし」と記載してください。

同種工事の条件	
工事名称	
コリンズ登録番号	
発注機関名	
施工場所	
契約金額	
契約期間	
受注形態等	
工事内容	

(注) 工事内容には、条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述してください。  
コリンズに登録されていない場合は、契約書の写し等を郵送により提出すること。  
なお、コリンズの記載内容で不足がある場合、平面図、構造図及び数量総括表等を提出していただく場合があります。

## ISOの認証取得

※認証取得していないときは、認証機関登録番号に「該当なし」と記載してください。

認証機関名	認証機関登録番号





## 災害時協力協定及び災害対応の出動実績

商号又は名称 \_\_\_\_\_

### 【災害時協力協定】

災害時協力協定の有無	あり／なし（どちらか一方に丸を付けること）
協定の名称	

### 【災害対応の出動実績】

災害対応の出動実績の有無		あり／なし（どちらか一方に丸を付けること）
平成 30 年度	案件名称又は災害の状況等	記入例：平成〇〇年度市道□□号線災害復旧工事、台風△△号による倒木処理
	災害対応等の内容	記入例：市道□□号線の土砂撤去、××公園における倒木処理
令和 元 年度	案件名称又は災害の状況等	記入例：平成〇〇年度市道□□号線災害復旧工事、台風△△号による倒木処理
	災害対応等の内容	記入例：市道□□号線の土砂撤去、××公園における倒木処理
令和 2 年度	案件名称又は災害の状況等	記入例：平成〇〇年度市道□□号線災害復旧工事、台風△△号による倒木処理
	災害対応等の内容	記入例：市道□□号線の土砂撤去、××公園における倒木処理

(注1) 災害対応の出動実績は、本市が依頼したものに限りません。また、第2次審査においてそのことを証明できる書類を提出していただく場合があります。

(注2) 年度ごとに確認しますので、同年度の実績が複数ある場合でも1点の加点となるのでご注意ください。

## 地域経済への貢献

商号又は名称 \_\_\_\_\_

応 札 金 額 (税抜き) (A+B+C+D)	円
資 材 費 (A)	円
自社で施工する金額 (B)	円
市内事業者への下請けの契約予定合計金額 (税抜き) (C)	円
市外事業者への下請けの契約予定合計金額 (税抜き) (D)	円
(C)または(D)の内訳	
会 社 名	会 社 名
所 在 地	所 在 地
下請契約予定額 円	下請契約予定額 円
担当工事 概要	担当工事 概要
予定工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	予定工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
会 社 名	会 社 名
所 在 地	所 在 地
下請契約予定額 円	下請契約予定額 円
担当工事 概要	担当工事 概要
予定工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	予定工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

- (注1) 下請けを予定しているものは市内事業者・市外事業者ともに記入してください。  
 (注2) 同一の工種でも、契約先が違う場合は、別々に記載してください。  
 (注3) 1枚に記入しきれない場合は、必要枚数作成してください。  
 (注4) 会社名等は正確に記載してください。

## その他の評価項目

商号又は名称 \_\_\_\_\_

### 【建災防への加入状況】

建災防への加入の有無	あり／なし      (どちらか一方に丸を付けること)
------------	-----------------------------

(注) 第2次審査において加入証明書を提出していただく必要があります。

### 【消防団協力事業所の認定状況】

消防団協力事業所の認定の有無	あり／なし      (どちらか一方に丸を付けること)
----------------	-----------------------------

### 【建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録状況】

CCUSの登録の有無	あり／なし      (どちらか一方に丸を付けること)
------------	-----------------------------

### 【雇用の状況】

若年層の雇用状況	あり／なし      (どちらか一方に丸を付けること)	
	氏名	
	生年月日	
	雇用開始日	
障害者の雇用状況	あり／なし      (どちらか一方に丸を付けること)	
	氏名	
	雇用開始日	

(注1) 第2次審査において、3カ月以上の雇用状況が確認できる証明書を提出していただく必要があります。

(注2) 確認できる証明書については、次の書類とします。

- (1) 健康保険被保険者証（社会保険事務所又は健康保険組合）
  - (2) 国保組合被保険者証（又は、加入証明書）
  - (3) 市町村長が発行する特別徴収税額の通知書
  - (4) 雇用保険資格取得等確認通知書（市町村の発行する国民健康保険証、源泉徴収票は除きます。）
  - (5) その他雇用を証明できる書類
- (注3) 障害者とは障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号に規定する障害者とすします。ただし、精神障害者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限ります。
- (注4) 障害者の雇用状況では「(注1・2)」の雇用確認書類に加え、障害者手帳の写しを提出していただく必要があります。